

埼玉県環境部温暖化対策課 会計年度任用職員募集要項

(中小企業向け二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する審査等事務)
(中小企業向け二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する審査等事務【緊急対策枠】)

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する業務

- (1)中小企業等から提出される設備導入補助金申請書類等の審査、相談対応
- (2)中小企業等への通知文書作成に関する事務
- (3)中小企業等への補助金の支払いに関する事務
- (4)その他中小企業等の温暖化対策に関する業務

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)中小企業等の方等と円滑なコミュニケーションができ、協調性のある方
(電話による相談対応、窓口対応の経験がある方が望ましい)
- (2)Word、Excel等のソフトの基本的な操作ができる方
(主に入力作業のため複雑な操作はありませんが、一般的なソフト以外に県独自のシステム等を使用します。)

4 採用予定者数

- 2人 (中小企業向け二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する審査等事務 1人)
(中小企業向け二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する審査等事務【緊急対策枠】 1人)

5 勤務条件

- (1)任用期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

中小企業向け二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する審査等事務:条件付きで契約更新の可能性あり

中小企業向け二酸化炭素削減設備導入支援事業に関する審査等事務【緊急対策枠】:契約更新の可能性なし

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

〔勤務日及び勤務時間(例)
・月～木 午前9時00分～午後5時15分(7時間15分)〕

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇 10 日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:165,700～196,500円

(時間額:1,319～1,564円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県環境部温暖化対策課内(第三庁舎2階)

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和8年2月24日(火)16時【必着】までに下記担当宛てに、県HPに掲載の履歴書及び身上書、職務経歴書(様式任意)を提出してください。(履歴書に写真を貼ってください。)

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

- (2)提出は、郵送又は持参でお願いします。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募(設備導入支援事業に関する審査等事務)」または「会計年度任用職員応募(設備導入支援事業に関する審査等事務)【緊急対策枠】」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。第一次審査の結果並びに第二次審査の日時及び場所については、第一次審査後、応募者全員に連絡します。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年3月上旬に実施することを予定しております。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年3月上旬に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第三庁舎2階)

担当:埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当

電話:048-830-3033